

企業もふるさと納税を利用した寄付が可能に

◆特例措置で地方自治体が行う地域活性化の計画を応援する企業の寄付を優遇

改正地域再生法が2016年3月に成立し、16年4月から課税の特例措置である「企業版ふるさと納税」制度が実施されることになった。この制度は「納税」という名前がついているものの、企業が地方自治体に対して行う特定の寄付に対して、従来からある損金算入の措置に税額控除を加えたものである。

具体的には、国が認めた地方自治体の地域活性化の計画を応援するための寄付を企業が行うと、寄付額の最大30%を法人住民税、法人事業税から控除できる。この制度により、①地域活性化に取り組む地方自治体への企業の寄付が増えること、②企業が進んで寄付を行いたくなる計画を策定、実施しようと地方自治体が創意工夫して地域の活性化が進むことなどが効果として期待されている。この制度には実質的な納税額を少なくする節税効果があるため、これまで寄付を積極的に行ってきた企業の中にはこの制度を活用するものが出てくるだろう。

◆寄付の前に説明責任や、支援する計画の妥当性の検討が必要

ただし、企業版ふるさと納税を利用しても、税金を支払った後で手元に残る資金は少なくなる。たとえば、税率30%の企業が税引き前の利益100万円の中から10万円を寄附すると、課税額27万円に対して寄付金の30%の3万円が控除され66万円が手元に残る。これは、寄付を行わない場合に手元に残る70万円より4万円少ない。寄付のお礼を地方自治体から受け取ると課税所得が増えるため、税引き後の利益、すなわち手元に残る資金は66万円よりさらに少なくなる。

寄付は企業が利益を処分する選択肢の一つである。企業版ふるさと納税による寄付でも、顧客の共感や社員の満足の獲得、企業のイメージアップに役立つかなど、寄付の妥当性を検討しておく必要がある。この検討を行うことが企業を取り巻く利害関係者である株主や従業員などへの説明責任を果たすことになる。また、地域活性化の妥当性が低いものへの寄付は控える必要がある。

こうした企業の姿勢が地方自治体の創意工夫を促し、地域活性化につながれば、それは企業が寄付を通じて社会的貢献を果たしたことにもなる。 【藤井和則】